



鳥取県公報

平成12年11月2日(木)

号外第105号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県西部地震災害復興本部設置規則（職員課）..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県西部地震災害復興本部設置規則

1 設置（第1条関係）

鳥取県西部地震に係る災害復興対策に的確に対処するため、鳥取県行政組織規則第3条の規定に基づき、鳥取県西部地震災害復興本部（以下「本部」という。）を置くこととした。

2 所掌事務（第2条関係）

本部は、次に掲げる事務を所掌することとした。

- (1) 土木施設その他の施設の災害復旧に関すること。
- (2) 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- (3) 被災市町村の支援に関すること。
- (4) その他鳥取県西部地震に係る災害復興対策に関すること。

3 本部長（第3条関係）

- (1) 本部に本部長を置き、知事をもって充てることとした。
- (2) 本部長は、本部の事務を掌理することとした。

4 事務局（第4条関係）

- (1) 本部の庶務及び災害復興対策の進行管理並びに被災市町村との連絡調整等を処理するため、災害復興推進室（以下「推進室」という。）及び災害復興推進室西部事務所（以下「事務所」という。）を置くこととした。
- (2) 推進室に室長を置き、推進室の事務を掌理することとした。
- (3) 事務所に所長を置き、事務所の事務を掌理することとした。

5 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県西部地震災害復興本部設置規則をここに公布する。

平成12年11月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第97号

鳥取県西部地震災害復興本部設置規則

(設置)

第1条 鳥取県西部地震に係る災害復興対策に的確に対処するため、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第3条の規定に基づき、鳥取県西部地震災害復興本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 土木施設その他の施設の災害復旧に関すること。
- (2) 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- (3) 被災市町村の支援に関すること。
- (4) その他鳥取県西部地震に係る災害復興対策に関すること。

(本部長)

第3条 本部に本部長を置き、知事をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を掌理する。

(事務局)

第4条 本部の庶務及び災害復興対策の進行管理並びに被災市町村との連絡調整等を処理するため、災害復興推進室(以下「推進室」という。)及び災害復興推進室西部事務所(以下「事務所」という。)を置く。

2 推進室に室長を置き、推進室の事務を掌理する。

3 事務所に所長を置き、事務所の事務を掌理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。